

業債第22号(例)
2023年9月15日

国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

新たに第三十回特別給付金国庫債券が発行されることとなったことにより、または規程整備の観点から、標記手続（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2023年11月1日から実施することとしましたので通知します。

—— 第三十回特別給付金国庫債券の発行開始は、2023年11月1日からであり、総発行予定枚数は、5,300枚です。

以 上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 120の **記名国債証券** の **該当する国債名称** を横線のとおり改める。

該当する国債名称			
(割賦償還国債)			
	<略 称>		<略 称>
遺族国庫債券	遺 国	第七回特別給付金国庫債券	第七特給国
		∫	
	∫	略 (不変)	
		∫	
		第二十九回特別給付金国庫債券	第二十九特給国
		<u>第三十回特別給付金国庫債券</u>	<u>第三十特給国</u>

- 120の **届出印廃止分にかかる国債名称** を横線のとおり改める。

届出印廃止分にかかる国債名称
第二十九回特別給付金国庫債券
<u>第三十回特別給付金国庫債券</u>

- 120の 見本証券（印鑑票等毎配付分）および印鑑票等（見本証券添付分）にかか
る国債名称等 を横線のとおり改める。

見本証券（印鑑票等毎配付分）および印鑑票等（見
本証券添付分）にかかるとる国債名称等

遺族国庫債券（13号以降）

第二十四回特別給付金国庫債券

第二十五回特別給付金国庫債券

第二十六回特別給付金国庫債券

第二十八回特別給付金国庫債券

第二十九回特別給付金国庫債券

第三十回特別給付金国庫債券

○ 143③を横線のとおり改める。

③消滅時効の特例

○ 略（不変）
遺族国庫債券
∫
略（不変）
∫
第二十九回特別給付金国庫債券
第三十回特別給付金国庫債券
特別弔慰金国庫債券
∫
略（不変）
∫
第十一回特別弔慰金国庫債券
○ 略（不変）

○ 414②（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

②氏名等届出書

様式	該当する氏名等届出書
<p>「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられている様式</p> <p>* 第二十九回特別給付金国庫債券および<u>第三十回特別給付金国庫債券</u>の氏名等届出書の上部余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。</p>	<p>第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書</p> <p><u>第三十回特別給付金国庫債券氏名等届出書</u></p>

○ 414の「氏名等届出書の記載例」を次のとおり改める（全面改正）。

氏名等届出書の記載例

証券の交付年月日等 証券交付期 3.11.29		支払場所変更時には、見本証券と一体で移管 第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書					裁定通知書の記号及び番号 ○傷M裁定123	
債還金支払場所		記名者住所			記名者氏名			
※ (〇〇 都道府県) 〇〇銀行〇〇支店		※ 〇〇市〇〇町2-1-3			※ 〇〇 〇〇			
(都道府県)								
(都道府県)								
(都道府県)								
支払表示欄	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	記号	い	
						額面金額	50万円	
						番号	0000123	

注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること。

財務局（事務所）から送付を受けた交付照合用の氏名等届出書には、支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されている。

※印および注意書が印字されている氏名等届出書と印字されていない氏名等届出書がある。

この欄は、財務局（事務所）が事務処理上使用するため、使用しない。

「証券の交付年月日等」の表示

・証券の交付年月日等の表示・418参照

○ 419の2の表中「国民年金手帳」を「国民年金手帳^(注3)」に改める。

○ 419の2の表の（注2）の次に次の（注3）を加える。

（注3）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。

○ 730の(参考1)を横線のとおり改める。

(参考1)

見本国債証券類配付一覧

【令和3年10月令和5年11月現在】

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚 数
∫ 略 (不変) ∫	∫ 略 (不変) ∫	∫ 略 (不変) ∫
82. 第二十九回特別給付金国庫債券 //	500,000	(注1)
83. 第三十回特別給付金国庫債券 //	<u>1,100,000</u>	<u>(注1)</u>
	合 計	85 (注2)

以下略 (不変)